2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に 該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方
- ※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。
- ※ 現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当 が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3. 以下の1~6に該当するときは、 お住まいの市区町村に届出が必要です

- 1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支 給対象となる児童がいなくなったとき**
- 2. 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき (他の市区町村や海外への転出を含む)
- 3. 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- 4. 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- 5. 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- 6. 国内で児童を養育している者として、海外に 住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受 けるとき

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

◎所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合、表面の支給額を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している 方の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※ 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が ②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が 必要となりますので、ご注意ください。

<u>292007070</u>	①所得制限限度額 ②所得上限限度額			
			9	
扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
O人 (前年末に児童が生まれて いない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養 親族 (里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除き ます。以下、「扶養親族等」といいます。) 並びに扶養親族等で ない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数を いいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで 目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除 した後の所得額で所得制限を確認します。



令和4年6月から制度が 一部変わります

<u>現況届が</u> 原則提出不要となりました!

【お問い合わせ先】 鳩山町役場 町民健康課 町民サービス・子育て支援担当 TEL 049-296-5891 FAX 049-296-1945

内閣府•都道府県•市区町村

~児童手当について~

1. 支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月 31日まで)の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上~ 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、 所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律 5,000円を支給します。

(以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。<u>所得制限・所得上限については裏面をご覧くだ</u>さい)

※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、 3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、 それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2~5月分の手当を支給します。

4. その他

保育料や、申し出があった方についての学校 給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収 することが可能です。

※ 保育料などの徴収を実施するかどうかは、 各市区町村で異なります。

◎児童手当制度では、 以下のルールを適用します

- 1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に 支給します(留学のために海外に住んでいて一定の 要件を満たす場合は支給対象になります)。
- 2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、 児童と同居している方に優先的に支給します。
- 3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
- 4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、 その未成年後見人に支給します。
- 5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に 入所している場合は、原則として、その児童の里 親などや施設の設置者に支給します。

手続の方法は…

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入した ときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出 すること(申請)が必要です(公務員の場合は勤務 先に)。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した 月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めに お願いします。

- ※ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものな ど、必要に応じて添付書類を提出していただくこと があります。
- ※ 認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

「子育てワンストップサービス」について

「子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)」を 利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバ ーカードを用いてオンラインで申請ができます

◎申請は、出生や転入から15日以内に

●15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日(異動日)が 月末に近い場合、申請日が翌月になっても異 動日の翌日から15日以内であれば、申請月分 から支給します。申請が遅れると、原則、遅 れた月分の手当を受けられなくなりますの で、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、現住所の市区町村に申請が必要です!

- ※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所 を離れている場合も、現住所の市区町村への 申請をお忘れなく!
- 2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日(転出予定日)の翌日から15日 以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!

◎公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- ○公務員になった場合
- ○退職等により、公務員でなくなった場合
- ○公務員ではあるが、勤務先の官署に変更が ある場合
- ※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が 受けられなくなりますので、ご注意ください。